

青森市急病センター運営審議会の公開について

青森市が策定した『青森市附属機関等の設置及び運営に関する指針』により、会議の公開に関する市の方針が明示され、平成24年4月1日から「青森市附属機関の会議の公開に関する要領」「青森市附属機関の会議概要等の作成及び公開に関する要領」が施行された。

当審議会についても、市の附属機関であるので、その指針に沿って今回を含め、会議の公開が必要となることから、当審議会の対応について以下のとおりとする。

概 要

1. 会議の公開について

- 原則として公開とする。
- 青森市ホームページへの掲載等により、会議の開催を事前に公表する。
- 次のいずれかに該当する場合は会議の全部又は一部を公開しない。
 - ・ 個人情報を含む審議
 - ・ 公にすることが適当でない審議
- 会議に諮ったうえで、上記以外の理由により会議の全部又は一部の公開を認めないことができる。ただし、その理由を明らかにしなければならない。

2. 会議の概要の公開

会議概要については、会議終了後、速やかに青森市ホームページに公開する。ただし、個人情報・会議発言者氏名は公開しない。

青森市附属機関の設置及び運営に関する指針（一部抜粋）

第1 目的

この指針は、本市における附属機関の効率的かつ効果的な運営を図るとともに、市民の主体的かつ積極的な市政への参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現を図ることを目的に、附属機関の設置及び運営に関する基本的事項を定めるものである。

第8 会議の公開

- 1 附属機関の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しない。
 - (1) 青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む内容について審議等を行うとき。
 - (2) 公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うとき。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3 その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第9 会議開催の周知

附属機関を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関の会議の開催が決定したときは、会議の議題、開催日時、開催場所及び傍聴手続又は会議の全部若しくは一部を公開しない理由等について、開催日の1週間前までには、次に掲げる手段により公表し、会議を開催する旨の周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 青森市ホームページへの掲載
- (2) その他所管課長が適当と認める手段

第10 会議概要等の作成

- 1 各附属機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、速やかに会議概要を作成しなければならない。
- 2 会議概要は、非開示情報を除き、これを公開するものとする。
- 3 その他会議概要の作成及び公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

この指針は、平成24年4月1日から実施する。